

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
北海道立近代美術館	北海道立近代美術館 空気調和自動制御装置 保守点検業務委託契約	令和4年 3月29日	東京都渋谷区 笹塚1-50-1 ジョンソンコントロールズ 株式会社	3,465,000	当該機器の制御装置、中央監視装置はいずれもジョンソンコントロールズ株式会社が独自に開発したシステム構成になっており、保守点検を行い、かつ緊急時に迅速な対応ができるのは、同社のみである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
北海道立近代美術館	北海道立近代美術館 吸収式及びチラーユニット式 冷凍機保守点検業務委託契約	令和4年 4月1日	大阪市北区 中崎西2丁目4番 12号 ダイキン工業株式会社	1,969,000	当該機器の制御装置や圧縮機、コンデンサー等主要部分がダイキン工業株式会社独自のものを採用しているため、保守点検を行い、かつ緊急時に迅速な対応ができるのは、同社のみである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
北海道立近代美術館	北海道立近代美術館 ボイラー保守点検業務委託契約	令和4年 3月29日	愛媛県松山市 堀江町7番地 三浦工業株式会社	1,869,120	当該ボイラーの電子制御装置の機器構成が三浦工業株式会社独自のものを採用しているため、保守点検を行い、かつ緊急時に迅速な対応ができるのは、同社のみである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
北海道立近代美術館	I.B.MUSEUM SaaS サービス 利用契約	令和4年 4月1日	東京都新宿区 高田馬場4丁目 40-17 早稲田システム開発株式会社	5,280,000	北海道立美術館収蔵作品管理システムのデータベースシステムは、早稲田システム開発株式会社が開発した独自のシステムである。 このシステムのアプリケーションサービスプロバイダ(ASP)に対応するシステムは、同社の「I.B.MUSEUM SaaS」のみである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
 4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
 5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。